

差出人： 弁護士法人 岩永・新富法律事務所 弁護士 岩永 隆之 iwanaga-ta@ace.ocn.ne.jp

宛先： '西山紀男（OCN）' qqcm2mg9k@air.ocn.ne.jp

日時： 2023/08/30 17:08

件名： RE: 西山キミエ成年後見人発「管理の計算 報告書」について

西山様

お世話になっております。

承諾書に関して、説明書では自分以外の者に遺産を渡す場合を想定されているようですが、承諾書上は上の口の項目につき自分自身を相続人代表者として指定することも差し支えないように思われます。

辻さんが自分自身を相続人代表者として指定することも考えられますので、西山様も「相続人代表者」の欄に自分の氏名を記載して、これを提出されるのがよいと思います。

岩永

➤ **From:** 西山紀男(OCN) <qqcm2mg9k@air.ocn.ne.jp>

Sent: Tuesday, August 29, 2023 5:11 PM

To: 岩永・新富法律事務所 弁護士 岩永 隆之 <iwanaga-ta@ace.ocn.ne.jp>

Subject: 西山キミエ成年後見人発「管理の計算 報告書」について

➤ 弁護士 岩永 隆之 様

➤ 西山キミエ後見の件では大変お世話になっています。

➤ 本日午後、首記報告書のレターパックを受け取りました。

取り敢えず、資料を添付いたしましたのでご確認お願いいたします。

➤ 承諾書につきましては、どのように対応したらよろしいでしょうか？

ご教示をお願いいたします。

➤ 管理の計算の4. 管理期間内の財産管理の状況に関する添付資料は

膨大のため、ご請求のものを分散してお送りいたします。よろしくをお願いいたします。

道後湯之町 西山紀男